(4)　公共工事に関する調査及び設計の品質確保

公共工事に関する調査又は設計の発注者は、その発注に当たり、公共工事に準じ、その品質を確保するよう努めなければならないこと等とした。（第二四条関係）

7　施行期日

この法律は、公布の日から施行することとした。

◇重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律（法律第五七号）（警察庁）

1　趣旨

この法律は、日本国政府及びアメリカ合衆国政府が、日米査証免除制度の下で安全な国際的な渡航を一層容易にしつつ、両国の国民の安全を強化するため、重大な犯罪を防止し、及び捜査することを目的として、相互に必要な指紋情報等を交換するための枠組みを定めた重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（以下「協定」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとした。（第一条関係）

2　定義

この法律において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによることとした。（第二条関係）

(一)　合衆国連絡部局　アメリカ合衆国政府が協定の規定により指定する国内連絡部局をいう。

(二)　指紋情報　電磁的記録に記録された指紋をいう。

(三)　特定指紋情報　刑事訴訟法の規定により被疑者から採取された指紋に係る指紋情報をいう。

(四)　照合用電子計算機　特定指紋情報及び次に掲げる事項が記録されている警察庁長官の使用に係る電子計算機であって、特定の者に係る指紋情報と特定指紋情報とを照合してその者に係る指紋情報が当該電子計算機に記録されているか否か及び当該指紋情報が記録されている場合にあっては当該指紋情報に係る当該事項を確認することができる機能を有するものをいう。

(1)　当該特定指紋情報により識別される者の氏名及び生年月日等

(2)　当該特定指紋情報により識別される者の刑事の処分の経歴

(3)　当該特定指紋情報に係る指紋の採取がされた年月日等

3　合衆国連絡部局から照会を受けた場合の措置

(一)　警察庁長官は、合衆国連絡部局から、合衆国使用電子計算機より電気通信回線を通じて照合用電子計算機に特定の者が識別されている旨の情報と共にその者に係る指紋情報を送信する方法によって、協定の規定による指紋情報に関する照会を受けたときは、照合用電子計算機より電気通信回線を通じて合衆国使用電子計算機に送信する方法によって、その者に係る指紋情報が照合用電子計算機に記録されており、かつ、その者が次のいずれかに該当する者であるか否かを回答するものとした。（第三条第一項関係）

(1)　日本国の法令に違反して刑に処せられたことのある者

(2)　刑事上の手続による身体の拘束を受けたことのある成人であって、当該身体の拘束を受けることとなった事件について次のいずれかに該当するもの

イ　現に被告人である者

ロ　刑事訴訟法第二四八条の規定により公訴を提起しない処分を受けた者

ハ　公訴の提起又は公訴を提起しない処分のいずれをも受けていない者（刑事訴訟法第二四六条ただし書の規定により当該事件が検察官に送致されなかった者及び少年法第一八条等の決定を受けた者を除く。）

(3)　逮捕状が発せられており、かつ、所在が不明である成人のうち国家公安委員会規則で定めるもの

(二)　警察庁長官は、合衆国連絡部局から、合衆国使用電子計算機より電気通信回線を通じて照合用電子計算機に特定の者が識別されていない旨の情報と共にその者に係る指紋情報を送信する方法によって、協定の規定による指紋情報に関する照会を受けたときは、照合用電子計算機より電気通信回線を通じて合衆国使用電子計算機に送信する方法によって、その者に係る指紋情報が照合用電子計算機に記録されているか否かを回答するものとした。（第三条第二項関係）

4　合衆国連絡部局から追加の情報の提供の要請を受けた場合の措置

警察庁長官は、3により、特定の者に係る指紋情報が照合用電子計算機に記録されている旨を回答した場合において、合衆国連絡部局から、協定の規定によるその者に係る追加の情報の提供の要請を受けたときは、当該要請があった時に現に照合用電子計算機に記録されている情報（2の(四)(1)から(3)までに掲げる事項に係るものに限る。）であって、当該要請の目的に照らして必要かつ適当であると認められるものを提供することができることとするとともに、必要があると認めるときは、当該情報の利用に関する条件を定めるものとした。（第四条関係）

5　情報の適切な管理のための措置

警察庁長官は、照合用電子計算機に記録された特定指紋情報等の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとした。（第七条関係）

6　外務大臣の措置

外務大臣は、協定の実施に関し、必要に応じ、アメリカ合衆国政府と協議するものとした。（第八条関係）

7　この法律は、協定の効力発生の日から施行することとした。

◇民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二〇二号）（内閣府本府）

1　技術提案について準用する公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成一七年法律第一八号）の規定の読替えを改めるものとすることとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（政令第二〇三号）（内閣府本府）

1　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）第三条第五項第四号ロ及び第一七条第二項第一号の政令で定める国民の福祉又は学校教育に関する法律は、学校教育法、児童福祉法等とした。（第一条及び附則第二項関係）

2　法第三条第五項第四号ハ及び第一七条第二項第二号の政令で定める労働に関する法律の規定は、労働基準法、最低賃金法及び賃金の支払の確保等に関する法律の規定とした。（第二条関係）

3　法第三条第五項第四号ニの政令で定める使用人は、同条第一項又は第三項の認定を受けた施設に係る事業を管理する者とした。（第三条関係）

4　法第二六条及び第二七条の規定により幼保連携型認定こども園について学校教育法及び学校保健安全法の規定を準用する場合の読替えを定めるものとした。（第四条及び第五条関係）

5　法第二七条において準用する学校保健安全法の規定について学校保健安全法施行令の規定を準用することとし、この場合の読替えを定めるものとした。（第六条及び第七条関係）

6　幼保連携型認定こども園が廃止されたときは、都道府県知事等が、当該幼保連携型認定こども園に在籍し、又は卒園した者の学習及び健康の状況を記録した書類の保存をしなければならないものとした。（第八条関係）

7　この政令は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行するものとした。